

鳴尾浜臨海公園（南地区）植栽管理業務に係る公募型プロポーザル実施要項

1. 業務名称

鳴尾浜臨海公園（南地区）植栽管理業務

2. 業務概要及び目的

本業務は、鳴尾浜臨海公園南地区の約 5000 m²の芝生広場や、バラや宿根草の花壇があるフラワーガーデン等における年間の植栽管理を行うものである。

これまで本公園の植栽は、指定管理者制度により管理者が常駐してきめ細やかな管理を行ってきたが、今後本公園で予定している再整備計画に伴い、植栽管理は令和7年度から9年度の期間、市の直営管理に変更する。

本公園の植栽を良好に生育し美しく維持するためには、一般の公園と異なり、高頻度の管理作業や、気象条件や利用状況等に応じた植物育成が必要であり、芝生、宿根草、バラ、その他樹木等多岐にわたる造園・園芸分野で、豊富な経験や専門知識、また優れた技術力を持つ受託者が求められる。

この度、本業務に求められる維持管理能力を有する事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式（管理提案競技）を実施する。

3. 業務内容

委託業務内容の詳細は別紙「仕様書」参照のこと

4. 業務履行期間

令和7年（2025年）4月1日から令和8年（2026年）3月31日まで

なお、令和8年度及び令和9年度の本業務は、令和7年度業務の受託者に、履行状況に問題がない場合、引き続き随意契約を依頼する予定である。ただし、再整備計画や予算措置状況によっては、令和7年度業務の業務数量等の仕様から変更が生じる可能性がある。

5. 委託上限金額

年間 31,324千円（税込）

(1) 見積額における消費税率及び地方消費税率については、10%で見込むこと。

(2) 支払い条件は 6月末、9月末、12月末、完了後払い

(3) 令和7年度の見積書と、同じ業務を継続することとした場合の令和8年度、9年度分の参考見積書を提出すること。（見積額は税抜で算出すること）

ただし、今後の再整備計画や予算措置状況によって、令和7年度業務の業務数量等の仕様から変更が生じた場合、見積額について協議するものとする。

6. 参加者の資格要件及びその他注意事項等

(1) 参加者は単独の法人（団体）とする。

(2) 参加者の資格要件

次の要件を全て満たす者とする。

① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

② 令和6年度西宮市競争入札参加資格者名簿に登録されていること。

③ 参加表明書の提出期限から受託候補者の特定の日までに、西宮市指名停止基準の規定による指名

停止措置を受けている者でないこと。

④会社更生法に基づく更生手続開始の申立てをしていないこと。

⑤民事再生法に基づく再生手続開始の申立てをしていないこと。

⑥暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

⑦平成26年度から令和5年度までに、国又は地方公共団体が所有する都市公園又は植物園において、芝生管理業務および花壇管理業務を行った実績があること。

(3) その他一般注意事項

①参加表明書及び提案書等は1参加者につき1案のみとする。

②本提案協議に関して参加者が必要とした費用は、全て参加者の負担とする。

③提出された参加表明書及び管理提案書等は返却しないものとする。

④提案書等の提出後は、提出資料の差し替え及び追加等は認めない。ただし、本市の判断により、記載内容の確認のため補足資料の提出を求められることがある。

⑤配置予定の業務主任技術者は、傷病、死亡、退職等極めて特別な場合を除き、履行期間終了まで変更できない。なお、これら極めて特別な場合にやむを得ず変更を行う場合は、変更前と同等以上の技術者であるとの本市の了解を得なければならない。

⑥提出された書類等は著作物にあたる場合でも、西宮市情報公開条例の規定に基づき公開することがある。

⑦提出された書類は、プロポーザルの選定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがある。

⑧選定結果については、市のHP等で参加法人や選定経過、選定方法等を公表することがある。

⑨提案書の作成のために本市において作成された資料は、本市の了解なく公表、使用することはできない。

7. スケジュール

内 容	時 期
西宮市HPへの掲載により公募を開始	令和6年10月11日(金)
質問の受付	令和6年10月18日(金)午後4時まで
質問の回答公開	令和6年10月25日(金)予定
参加表明書等の提出期限	令和6年10月31日(木)午後4時まで
1次選考	令和6年11月6日(水)
1次選考の結果通知	令和6年11月8日(金)予定
管理提案書等の提出期限	令和6年12月24日(火)午後4時まで
2次選考(1次入選者によるプレゼンテーション)	令和7年1月中旬
2次選考の結果通知	令和7年1月下旬

8. 質問の受付及び回答

プロポーザルに関する質問がある場合は、以下の要領で書類を提出すること。

(1) 受付期間

令和6年10月18日(金)午後4時まで(必着)

(2)提出方法

質問書(様式第6号)を電子メールにて提出

※電話、FAX、来庁による口頭等での質問は受け付けない。

(3)回答方法

令和6年10月25日(金)(予定)に質問及び回答を本市HPにて公開する。

9. 参加表明書等及び管理提案書等の提出

(1)参加表明書等の提出について

①提出期限

令和6年10月31日(木)午後4時まで(必着)

②提出様式

様式番号	様式名	内容等	部数
第1号	参加表明書	様式のとおり。	正本1部 副本1部
第2号	法人(団体) 概要書	様式のとおり。	
第3号	業務実績書	花壇管理及び芝生管理に関する、提案者の業務実績、業務主任技術者・担当技術者の業務実績・経験年数等	
第4号	業務体制	業務の体制について記入すること。	

③同種実績及び類似実績について

直近10年間(平成26年度～令和5年度)に国又は地方公共団体が所有する都市公園または植物園における芝生管理業務及び花壇管理業務を行った実績について記述すること。但し、実績に含めるものは年間を通じた管理業務で、以下の条件を満たすものとする。

●花壇管理

国又は地方公共団体が所有する都市公園又は植物園における花壇管理業務(100㎡以上の花壇管理実績は評価対象)

●芝生管理

国又は地方公共団体が所有する都市公園又は植物園における芝生管理業務(1000㎡以上の花壇管理実績は評価対象)

④技術者について

本業務では、業務従事者を監督するものとして業務責任者、業務の技術上の管理をつかさどる者として業務主任技術者を配置する。業務実績書(様式第3号)は、技術者の実績として、業務主任技術者と、現場作業の主担当者となる担当技術者の実績を記載する。

⑤郵送又は窓口での提出

※郵送は書留郵便等、記録が残る方法にて提出すること。

※窓口に出す場合は土日祝日を除く9:00～16:00に限る。

(2)管理提案書等の提出について

①提出期限

令和6年12月24日(火)午後4時まで(必着)

②提出様式

様式番号	様式名	内容等	部数
第5号	管理提案書	仕様書の業務内容について、提案をすること。 ※A4・20ページ(又はA3・10ページ)以内までとする。	正本1部 副本9部
任意様式	見積書	積算内容を詳細に記載すること。	

③提案内容について

●提案の背景

鳴尾浜臨海公園南地区は平成4年に屋内外のプールがあるリゾ鳴尾浜、芝生広場、フラワーガーデン、及び海釣り広場を主要な施設とした総合公園として開園したが、令和2年度のリゾ鳴尾浜閉館に伴い、南地区全体の再整備が必要とされている。再整備には、民間活力を導入した公募設置管理制度(Park-PFI)を活用するとともに、指定管理者制度による管理運営を想定している。

【再整備スケジュール(案)】

- 令和6～7年度 サウンディング調査、公募、事業者選定
- 令和8～9年度 公園再整備(公募設置管理制度: Park-PFI)
- 令和10年度～ 管理運営開始(指定管理制度)

再整備後も、芝生広場やフラワーガーデンは現状の広場機能や植栽を活かしながら公園の魅力向上につなげていくエリアへの位置付けを想定しているため、以下の体制で植栽管理を継続する予定である。

【芝生広場・フラワーガーデン等の植栽管理体制】

- ～令和6年度 指定管理者
- 令和7～9年度 市直営管理(業務委託)
- 令和10年度～ 指定管理者(予定)

●提案書の作成

仕様書を踏まえて業務実施方針(管理目標、管理方針、花壇管理計画等)、管理方法、管理工程を記載した提案書を作成すること。管理提案は芝生広場とフラワーガーデンを対象とし、駐車場の植栽管理は仕様書に基づくものとする。提案書は植栽の現状や課題を踏まえて作成するものとするが、その中に以下の課題を加えること。

○芝生広場

- ・芝生広場は100人以上の行事・イベント利用が年間10件以上、内1000人以上の規模のものは年3件程度行われており、利用後の芝生の損傷状況等を踏まえた育成管理が必要となっている。

○フラワーガーデン

- ・令和4年度以降、コスト縮減の取組みとして一年草等を多用した花壇の規模を縮小し、令和7年度以降の花壇は多年草・宿根草のみで育成する。ローメンテナンスで魅力的な花壇を実現するための配植や管理方法が必要となっている。

④提出方法

郵送又は窓口での提出

※郵送は書留郵便等、記録が残る方法にて提出すること。

※窓口に出す場合は土日祝日を除く 9：00～16：00 に限る。

10. 選定

(1) 選考方法

① 1次選考

前記「6（2）参加者の資格要件」に定める資格要件を審査の上、1次選考の結果を通知する。

② 2次選考

事前に提出のあった管理提案書等に基づいたプレゼンテーション及び質疑応答を行い、「11. 評価基準」による審査を行った結果、上位1者を特定し、受託候補者とする。

ア. 実施日時(予定)

令和7年1月中旬(予定)

※時間は、1応募者につき約30分(プレゼンテーション20分以内、質疑応答10分程度)

※具体的な時間、場所等については1次選考を通過した応募者に対して別途通知する。

イ. 出席者

業務責任者（業務従事者を監督する者）及び業務主任技術者（技術上の管理をつかさどる者）は必ず出席し、全5名以内とする。

※プレゼンテーションは必ず業務主任技術者（技術上の管理をつかさどる者）が行うこと。

※やむを得ない事情で配置を予定している業務責任者または業務主任技術者が出席できない場合は、事前に理由書を提出し本市の了解を得ること。

(2) 結果通知

選定結果は応募者全員に対して書面により通知する。また、受託候補者として決定した応募者及び次点とされた応募者については、その旨を付して通知する。

(3) 不適合事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

①提出期限、提出先、提出方法に適合していない場合

②提出書類に虚偽の記載があった場合

③審査の公平性を害する行為や信義に反する行為があった場合

④提案書の業務体制や工程などを含む管理提案が、仕様書の内容を履行する上で実現性がない場合

⑤提出された見積金額が委託上限金額を超える場合

11. 評価基準

以下の評価基準に基づき審査を行うこととする。

	評価の 着眼点	評価内容		配点
業務 実績 と 実施 体制	提案者の 業務実績	花壇管理	100 m ² 以上の花壇の実績 5 件以上：10 点、3 件以上：7 点、1 件以上：3 点、0 件：0 点	10
		芝生管理	1000 m ² 以上の芝生の実績 5 件以上：10 点、3 件以上：7 点、1 件以上：3 点、0 件：0 点	10
	業務主任技 術者の業務 実績	花壇管理	100 m ² 以上の花壇の実績 3 件以上：5 点、2 件以上：3 点、1 件以上：1 点、0 件：0 点	5
		芝生管理	1000 m ² 以上の芝生の実績 3 件以上：5 点、2 件以上：3 点、1 件以上：1 点、0 件：0 点	5
	業務遂行 体制	業務遂行のた めに必要な人 員	業務の遂行に当たっての体制は十分か、作業内容及び作業に係る人員や回数が明確であるか	5
管理 提案 内容	業務 実施方針	管理目標、管 理方針、花壇 植栽提案	3 年間の業務期間、現状の課題、魅力向上等を考慮した提案となっているか。 バラ・宿根草の管理計画について具体的且つ効果的な提案があるか。	25
	管理方法	具体的な管理 方法、重点的 な取り組み、 安全管理等	仕様書の内容、現況の課題、管理目標・方針等に基づき具体的且つ効果的な提案があるか	15
	管理工程	管理項目、規 模、頻度等の 業務スケジュ ール	必要な管理内容が明確に記載され、実現可能な工程となっているか。	5
	プレゼンテ ーション		業務に対する意欲・説得力・姿勢など	5
業務 見積	見積金額	経済性	【15 点(配点)× (予算上限額-見積金額)÷(予算上限額-最低見積金額)】	15
合計				100

12. その他特記事項

(1) 本業務は、令和7年度当初予算が議会で可決され、予算措置がなされた場合に行う。このプロポーザルは、本業務の受託候補者の選定を行うためのものであり、選定後、予算措置がなされた令和7年4月以降に別途受託者と契約を締結する。

(2) 契約にあたっては、本市が定めた業務委託契約書を使用する。

業務委託契約書の書式は本市のホームページ (<http://www.nishi.or.jp>) の「事業者向け情報 > 入札・契約 > 入札・契約に関する規則・要綱・基準等 > 契約書 (契約約款)・特約・誓約書 > 業務委託契約書 (契約約款) 特約含む」で閲覧できるので、事前に記載内容を確認しておくこと。

13. 問合せ・提出先

〒662-0918

西宮市六湛寺町8番28号 土木局 公園緑化部 公園緑地課(第二庁舎9階)

担当：木原・岡井

電話：0798-35-3613 / FAX：0798-38-6325 / E-mail：vo_kouen@nishi.or.jp